

公 告

令和7年10月8日

防衛省陸上自衛隊
海田市駐屯地業務隊長防衛省陸上自衛隊海田市駐屯地における展示即売会の設置及び経営に
関する業者の募集について

広島県安芸郡海田町寿町2番1号に所在する陸上自衛隊海田市駐屯地において、令和8年度に展示即売会を設置し、経営を実施する業者について、次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業者説明会に参加すること。
ただし、令和7年度、海田市駐屯地において展示即売会を設置し、経営している者については、本説明会への参加を省略できる。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

2 設置場所の所在地

広島県安芸郡海田町寿町2番1号
陸上自衛隊海田市駐屯地

3 設置期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間で、土日祝日、年末年始等長期休暇期間のほか、駐屯地として実施する催事行事（夏まつり、記念行事、桜まつり）等を除く任意の日

4 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく、行政財産の使用許可

- 5 募集業種
自衛隊訓練・演習用品、各種スポーツ用品、衣料品、生活用品、キッチンカー、食品等の展示即売等
※ 常設の売店の販売商品と競合する物品の販売は原則として認めない。
- 6 設置場所
海田市駐屯地厚生センター内及び厚生センター西側広場
- 7 募集要領等の配布
 - (1) 期 間
令和7年10月8日（水）午前9時から同年10月21日（火）午後5時まで
ただし、土、日及び祝日を除く。
 - (2) 場 所
下記問合せ先に同じ
- 8 業者説明会
 - (1) 日 時
令和7年10月24日（金）午後2時30分から
 - (2) 場 所
陸上自衛隊海田市駐屯地内 みつや館多目的ホール
 - (3) 注意事項
 - ア 応募を予定する業者の方は、必ず本説明会に参加してください。
本説明会に参加されない業者の方は応募できません。
 - イ 説明会に参加を希望される業者の方は、令和7年10月22日（水）午後5時（ただし、土、日及び祝日を除く。）までに、募集要領の別紙様式第1「業者説明会参加申込書」に記載事項を記入のうえ、下記問合せ先あてにFAX等により通知してください。
 - ウ 募集要領及び仕様書を携行してください。
- 9 その他
細部の内容は、募集要領による。
- 10 問合せ先
〒736-0053
広島県安芸郡海田町寿町2番1号
陸上自衛隊海田市駐屯地業務隊厚生科
電 話 082-822-3101（内線 2326）
FAX 082-822-3101（内線 2976）
担 当 佐々木

「令和8年度

陸上自衛隊海田市駐屯地における展示即売会の設置及び経営」

募 集 要 領

陸上自衛隊海田市駐屯地

1 概要

広島県安芸郡海田町寿町2番1号に所在する陸上自衛隊海田市駐屯地において、隊員の福利厚生に係る利便性を向上するため、展示即売会の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 設置施設の所在地等

広島県安芸郡海田町寿町2番1号
陸上自衛隊海田市駐屯地

4 設置条件

- (1) 設置方法
国有財産法第18条第6項に基づく、行政財産の使用許可
- (2) 設置場所
海田市駐屯地厚生センター内及び厚生センター西側広場
- (3) 設置期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間で、土日祝日、年末年始等長期休暇期間のほか、駐屯地として実施する催事行事（夏まつり、記念行事、桜まつり）等を除く任意の日
- (4) その他
別添仕様書のとおり

5 業者説明会

- (1) 日時
令和7年10月24日（金）午後2時30分から
- (2) 場所
陸上自衛隊海田市駐屯地内 みつや館多目的ホール
- (3) 携行品
募集要領及び仕様書
- (4) 注意事項
 - ア 本説明会に参加しない業者は公募に参加できない。
ただし、令和7年度の採用業者で継続して希望する場合は説明会参加を省略することができる。
 - イ 参加希望者は、令和7年10月22日（水）午後5時（ただし、土、日及び祝日を除く。）までに別紙様式第1「業者説明会参加申込書」に記載事項を記入のうえ、下記の連絡先あてにFAX等により通知すること。

ウ ア号ただし書きによる場合は、令和7年10月22日（水）午後5時（ただし、土、日及び祝日を除く。）までに別紙様式第2「業者説明会参加省略書」に記載事項を記入のうえ、下記の連絡先あてにFAX等により通知すること。

(5) 連絡先

電話 082-822-3101（内線 2326）
 FAX 082-822-3101（内線 2976）
 担当 佐々木

6 応募手続き

設置及び経営を希望する者は、次のとおり提出すること。

なお、提出された書類は返納しない。

(1) 申請書等の提出

ア 提出書類

(ア) 申請書 1部（別紙様式第3）

(イ) 企画提案書 2部（別紙様式第4）

a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第5）

b クレーム・要望等があった場合等の処置方法

c アピールポイント（自衛隊における営業方針・出店実績・協力性等）

d 希望する営業日数等

e 販売員の管理

f 会社概要

(ウ) 企画提案書の付属書類（任意）2部

販売品カタログ、その他企画提案書の具体的資料等（日本工業規格A4）

(エ) 出店レイアウト 1部（別紙様式第6）

(オ) 出店希望日及び使用面積調査表 1部（別紙様式第7）

(カ) その他（a～g）各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）

a 業務確約書（別紙様式第8）

b 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本）

c 営業経歴書（直近のもの）

d 財務諸表（直近のもの）

e 納税証明書（個人：その3の2、法人：その3の3）

f 印鑑証明書

g 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し（許可を必要とする業種のみ。）

※ 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の登録業者である場合に限り、「資格審査結果通知書」の写しをb、c、d及びeに定める書類に代えることができる。

イ 提出期限

令和7年11月7日（金）午後5時必着（郵送又は持参）

ウ 提出先

〒736-0053

広島県安芸郡海田町寿町2番1号

陸上自衛隊海田市駐屯地業務隊 厚生科 佐々木

表書きに「展示即売会申請書類」と記載すること

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載された事項を満たさなかった場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

提出した書類の変更（修正、差替え、削除、追加）は認めない。

- 7 選考方法
提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査のうえ、業者を決定する。
- 8 選考結果の通知
 - (1) 日 時
令和7年12月上旬予定
 - (2) 要 領
電話による採否通知及び海田市駐屯地厚生センター掲示板に掲示
 - (3) その他
出店日等の要望が重複した場合は、別途調整する。
- 9 採用決定後の提出書類等
 - (1) 提出書類
国有財産使用許可申請書 1部（別途配布）
 - (2) 提出先
申請書等に同じ
 - (3) 提出期限
令和7年12月15日（月）午後5時必着（郵送又は持参）

業者説明会参加申込書

令和 年 月 日

陸上自衛隊海田市駐屯地業務隊長 殿

本社所在地

名 称

代表者氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者名

T E L

F A X

広島県安芸郡海田町寿町2番1号に所在する陸上自衛隊海田市駐屯地において、展示即売会を設置し、経営を実施することについて希望するため、次のとおり、説明会参加を申込みます。

1 参加者氏名（2名まで）

2 車種等（車両による来隊の場合）

(1) 車 種（色）

(2) 車 番

※「印」は、登録印を使用してください。

業者説明会参加省略書

令和 年 月 日

陸上自衛隊海田市駐屯地業務隊長 殿

本社所在地

名 称

代表者氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者名

T E L

F A X

広島県安芸郡海田町寿町2番1号に所在する陸上自衛隊海田市駐屯地において、展示即売会を設置し、経営を実施することについて希望します。

ただし、募集要領第5項第4号アただし書きにより当方は令和7年度展示即売会採用業者であることから説明会を省略させていただきます。

※「印」は、登録印を使用してください。

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊海田市駐屯地業務隊長 殿

本社所在地

名 称

代表者氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者名

T E L

F A X

広島県安芸郡海田町寿町2番1号に所在する陸上自衛隊海田市駐屯地において、展示即売会を設置し、経営を実施することについて希望するため、申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約致します。

※「印」は、登録印を使用してください。

企 画 提 案 書

(会社名：)

1 主な販売予定商品・販売価格

別添（別紙様式第5）を添付する。

2 クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の処置方法
(200字以内)

3 アピールポイント（自衛隊における営業方針・出店実績・協力性等）

4 希望する営業日数等

(1) 営業日数（年間） 日

(2) 営業場所 屋 内 ・ 屋 外 ・ キッチンカー

5 販売員の管理

6 会社概要

(1) 本社所在地

(2) 設立年月日

(3) 資本金

(4) 従業員数

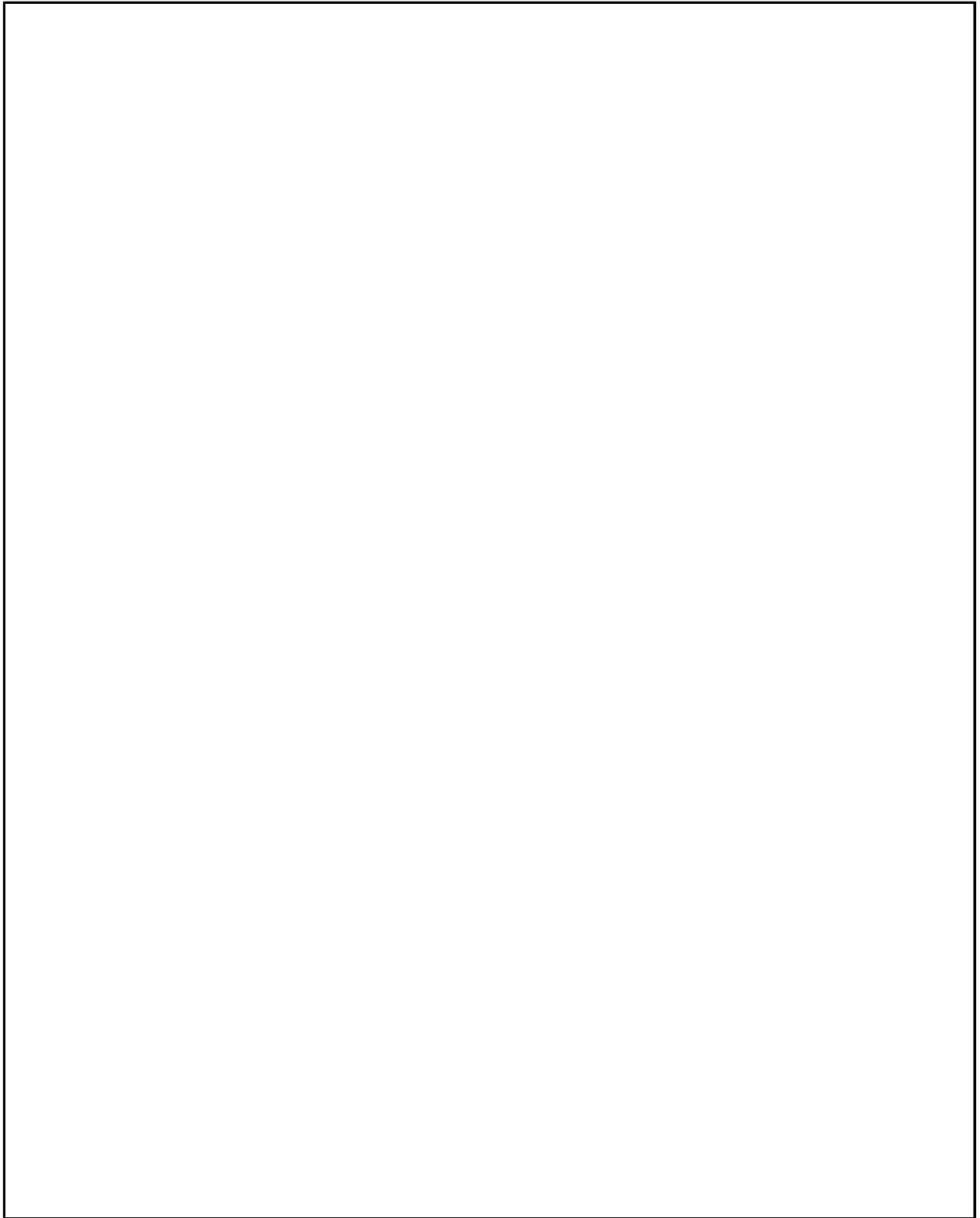
(5) 店舗数

(6) 売上高

ア 会社全体

イ 海田市駐屯地（令和7年度（4～9月）、令和6年度）

出 店 レ イ ア ウ ト



※ 使用する面積を図示し、その中に机・いす・商品等の設置場所を記入する。

出店希望日及び使用面積調査表

(厚生センター内)

希望月	出店希望日(第2希望まで記入)
8年4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
9年1月	
2月	
3月	

※ 使用面積は、4m×2.5mの10㎡とする。

(厚生センター西側広場)

希望月	出店希望日(第2希望まで記入)	使用面積(㎡) (たて×よこ) (単位m)
8年4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
9年1月		
2月		
3月		

※ 使用面積は4m×10mの範囲内の長方形 たて、よこ0.5m単位で記入する。

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊海田市駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊海田市駐屯地における展示即売会の設置及び経営」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社所在地

名 称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

担当者氏名

T E L

F A X

法人・個人

※「印」は、登録印を使用してください。

「令和8年度

陸上自衛隊海田市駐屯地における展示即売会の設置及び経営」

仕 様 書

陸上自衛隊海田市駐屯地

仕 様 書

- 1 公募件名
陸上自衛隊海田市駐屯地における展示即売会の設置及び経営
- 2 業務内容
展示即売会の設置及び経営の業務
- 3 相手方の決定
本業務を実施する者については、陸上自衛隊海田市駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）が決定する。
- 4 国有財産の使用許可
 - (1) 本業務を実施する者は、展示即売会の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
 - (2) 国有財産の使用許可は、中国四国防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。
 - (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可の取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国が許可財産を使用するとき
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき
 - (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で許可財産を原状に回復し返還すること。ただし、継続した場合は、この限りではない。
また、この場合丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。
- 5 丙の資格要件
 - (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
 - (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
 - (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
 - (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。
 - (5) 暴力団及び暴力団員でないこと、また暴力団と関係しないこと。
- 6 国有財産使用料
丙は、乙に展示即売会の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を歳入徴収官が指定する期日までに納入すること。
1 平方メートルあたりの使用料は、使用許可時に乙により通知される。
(参 考) 令和7年度の使用料

・ 建 物（厚生センター内）	日額	約 4 1 円／m ²	（税込）
・ 土 地（厚生センター西側広場）	日額	約 5 3 円／m ²	（税込）
- 7 使用許可期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日の間で、甲と丙が協議して決定する日とする。
- 8 設置時間
原則として、10時から18時30分の間とし、それ以外は別途協議する。
- 9 費用負担
本業務に伴う費用は、丙の負担とする。
- 10 名義使用の制限
丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。
- 11 管理責任
 - (1) 丙は、自らの責任において展示即売会を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について、常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲並びに乙に対し、損害の賠償その他の申立てをしないものとする。
 - (2) 丙は、従事する者の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

- (3) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。
- (4) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。

12 衛生等の保持

- (1) 丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。
- (2) 食品等を販売する場合は、菌検索結果等の提出を求める場合がある。

13 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示並びに本業務の遂行上知得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報及び施設内並びにそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

14 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合及びその他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

15 自己都合による契約解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、事前に甲及び乙に通知し、甲及び乙の指示に従い解除することができる。

16 業務仕様

- (1) 丙は、誠意をもって本業務を遂行すること。
- (2) 丙は、隊員のニーズにあった商品を良質で低廉な価格で提供できるよう企業努力を行うこと。
- (3) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づく業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (4) 丙は、業務の遂行にあたっては、担当職員の指示に従うこと。
- (5) 展示即売会の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行にあたっては、担当職員の指示に従うこと。
- (6) 販売商品の選定にあたり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (7) 営業許可が必要な商品を取扱う場合、丙は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (8) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (9) 丙は、各日の設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (10) 甲の緊急時等の都合により、丙による使用中止を求める場合がある。

17 その他

本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、協議し決定するものとする。